

マニライフ・新グローバル配当株ファンド(毎月分配型)

商品概要

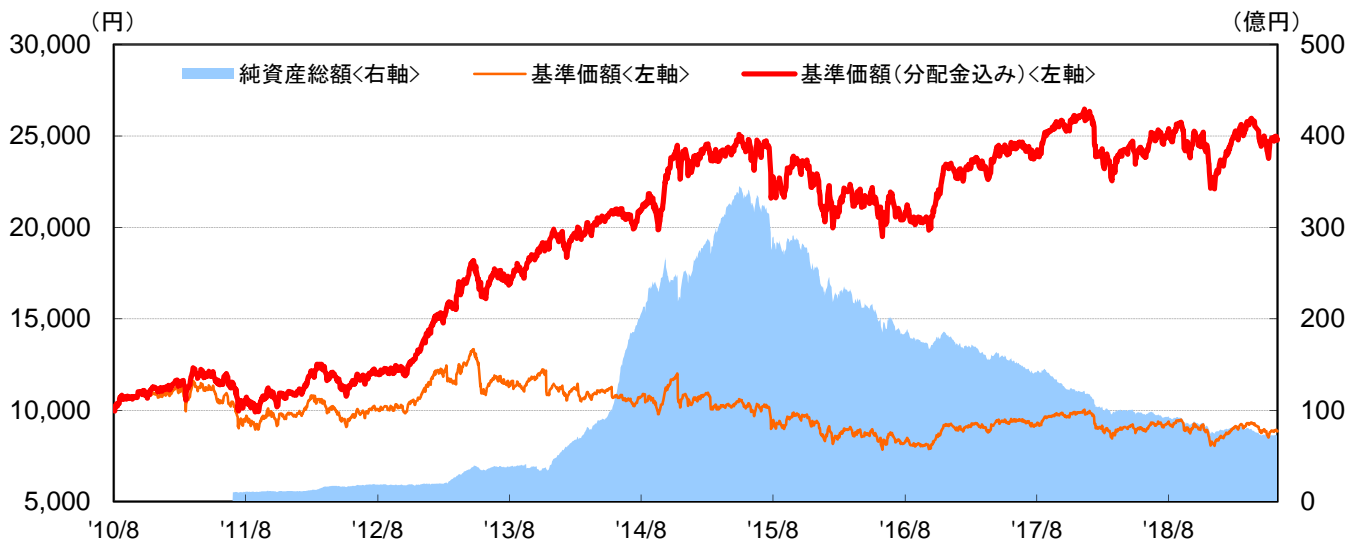
商品分類	追加型投信／内外／株式	設定日	2010年8月31日
決算日	毎月10日(休業日の場合翌営業日)	信託期間	無期限

運用実績

■ファンドの現況

基準価額	8,860円 (前月末比 +204円)	純資産総額	72.1億円
------	---------------------	-------	--------

■設定来の基準価額及び純資産総額の推移



※基準価額、基準価額(分配金込み)は、信託報酬等(6頁をご覧ください)控除後の値です。※基準価額(分配金込み)は、税引き前分配金を全額再投資したものと計算しています。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

■基準価額の月間騰落額の要因分解

前月末比	株式要因	為替要因	信託報酬	分配金
+204円	+294円	-50円	-10円	-30円

※上記数値は、前月作成基準日から当月作成基準日までの基準価額の騰落額を、当社が一定の条件の基に要因分解したものです。また、概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。

■資産別構成比

資産	比率
株式等	98.04%
現預金等	1.96%
合計	100.00%

※構成比は純資産総額に対する比率です。
※計理処理の仕組み上、「現預金等」の数値がマイナスになることがあります。

■期間別騰落率

期間	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	3年	設定来
騰落率	2.70%	-1.76%	9.24%	3.25%	21.04%	148.12%

※ファンドの騰落率は基準価額(分配金込み)をもとに算出しています。基準価額(分配金込み)は、税引き前分配金を全額再投資したものと計算しています。

※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

■分配実績(1万口当たり、税引き前)

設定来合計	11,140円
-------	---------

決算期	第89期	第90期	第91期	第92期	第93期	第94期	第95期	第96期	第97期
	2018年1月	2018年2月	2018年3月	2018年4月	2018年5月	2018年6月	2018年7月	2018年8月	2018年9月
分配金	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円
決算期	第98期	第99期	第100期	第101期	第102期	第103期	第104期	第105期	第106期
	2018年10月	2018年11月	2018年12月	2019年1月	2019年2月	2019年3月	2019年4月	2019年5月	2019年6月
分配金	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円

※分配実績は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆または保証するものではありません。分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

※上記実績は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。

最終頁の『ご留意いただきたい事項』を必ずご覧ください。

マニライフ・新グローバル配当株ファンド(毎月分配型)

ポートフォリオの状況

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

業種別構成比	比率
1 金融	17.3%
2 公益事業	13.6%
3 生活必需品	11.9%
4 ヘルスケア	10.9%
5 エネルギー	9.5%
6 資本財・サービス	8.4%
7 コミュニケーション・サービス	8.0%
8 情報技術	7.6%
9 一般消費財・サービス	5.0%
10 不動産	4.5%
その他	3.3%
合計	100.0%

※構成比は現物株式評価額に対する比率です。
※業種は、GICS(世界産業分類基準)に準じて分類していますが、一部当社の判断に基づいて分類することがあります。

※業種別構成比、通貨別構成比、国・地域別構成比は数値を四捨五入しているため、合計値が100%にならないことがあります。

通貨別構成比	比率
1 米ドル	56.9%
2 ユーロ	19.2%
3 英ポンド	8.9%
4 カナダドル	5.8%
5 スイス・フラン	3.4%
その他	5.9%
合計	100.0%

※構成比は純資産総額に対する比率です。

平均配当利回り
4.4%

※平均配当利回りは、組入れ銘柄の予想配当利回りを、現預金等を除いた保有資産の比率で加重平均して算出したものです。予想配当利回りが取得できない場合は、実績値を使用しています。なお、税金等は考慮していません。

国・地域別構成比	比率
1 米国	49.2%
2 英国	12.1%
3 フランス	8.5%
4 カナダ	6.7%
5 ドイツ	6.4%
6 イタリア	3.9%
7 スイス	3.4%
8 オーストラリア	2.1%
9 日本	1.4%
10 アイルランド	1.3%
その他	5.0%
合計	100.0%

※構成比は現物株式評価額に対する比率です。
また、国名は組入れ銘柄の法人登録国を示しています。

組入上位10銘柄

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

(組入数 99 銘柄)

銘柄名	国	業種	銘柄概要	配当利回り	組入比率
1 アクサ	フランス	金融	保険および保険関連金融サービス会社。生命保険や損害保険、貯蓄、年金などの商品のほか、資産管理サービスも提供する。国内外で事業を展開。	6.3%	2.0%
2 アリアンツ	ドイツ	金融	金融サービス会社。子会社を通じ、保険および金融サービスを提供。損害、生命、健康、信用、自動車、旅行などの各種保険のほか、ファンド運用サービスも手掛ける。	4.5%	2.0%
3 ミュンヘン再保険	ドイツ	金融	再保険、保険、資産運用サービスを提供する金融サービス会社。世界各地の主要な金融センターに子会社を所有。	4.4%	1.9%
4 BCE	カナダ	コミュニケーション・サービス	カナダの通信サービス会社。家庭およびビジネス向けに広範囲にわたる通信サービスを手掛ける。地域・長距離・ワイヤレスの電話サービスなどを提供。	5.3%	1.8%
5 ウェルタワール	米国	不動産	不動産投資信託会社。老人ホームとヘルスケア施設に投資する。米国で事業を展開。	4.3%	1.8%
6 デューク・エナジー	米国	公益事業	エネルギー会社。主に北中南米で事業を展開する。米国および中南米で天然ガスと電気供給、送電、取引事業のポートフォリオを管理する。	4.3%	1.8%
7 ベライゾン・コミュニケーションズ	米国	コミュニケーション・サービス	総合電気通信会社。有線音声・データサービス、無線サービスなどを手掛ける。連邦政府向けに業務用電話回線などのネットワークサービスも提供する。	4.3%	1.7%
8 エンタジー	米国	公益事業	総合エネルギー会社。発電および配電事業に注力する。米国アーカンソー州、ルイジアナ州などで電力を提供するほか、米国北部で原子力発電所を保有・運営。	3.6%	1.7%
9 ロイヤル・ダッチ・シェル	英国	エネルギー	石油会社。子会社を通して石油の探鉱・生産・精製を手掛ける。燃料、化学品、および潤滑油を製造。世界中でガソリンスタンドを保有・運営する。	5.8%	1.6%
10 ファーストエナジー	米国	公益事業	公益事業持株会社。子会社を通じ、発電・送電・配電のほか、天然ガスの探査・生産を手掛ける。その他のエネルギー関連サービスも提供。	3.6%	1.6%

※業種は、GICS(世界産業分類基準)に準じて分類していますが、一部当社の判断に基づいて分類することがあります。※配当利回りは、予想配当利回りを使用しています。予想配当利回りが取得できない場合は、実績値を使用しています。なお、税金等は考慮していません。※組入比率は純資産総額に対する比率です。

※当資料に記載された個別の銘柄・企業名は参考情報であり、当社が特定の有価証券等の取得勧誘や売買推奨を行うものではありません。また、将来の組入れを示唆または保証するものではありません。

マニライフ・新グローバル配当株ファンド(毎月分配型)

市況コメント

当月の世界の株式市場(MSCIワールド指数(米ドルベース))は、上昇しました。

地域別で見ると、米国株式は、FRB(米連邦準備制度理事会)議長の発言やFOMC(米連邦公開市場委員会)メンバーによる政策金利見通し(ドット・チャート)から年内利下げの見方が強まったことや、米中貿易摩擦緩和への期待が高まったことなどから月間で上昇しました。英国株式は、各国中銀の金融緩和姿勢や米中貿易摩擦緩和への期待を好感したほか、資源価格上昇を背景に資源株を中心に月間で上昇しました。欧州株式は、ECB(欧州中央銀行)総裁が追加金融緩和に前向きな姿勢を示したことや米中貿易摩擦緩和への期待などから上昇しました。

外国為替市場では、米ドルに対しては、FRB議長の発言やFOMCメンバーによる政策金利見通し(ドット・チャート)から年内利下げの見方が強まったことから、月間で円が上昇(円高米ドル安)しました。ユーロに対しては、ECB総裁の追加金融緩和に前向きな姿勢がユーロ売り圧力となる局面もありましたが、米中貿易摩擦緩和への期待や米国のメキシコに対する関税見送りなどから投資家のリスク回避姿勢が和らぎ円が売られたほか、下旬には堅調な欧州の経済指標が発表されたことからユーロが上昇し、月間で円が小幅下落(円安ユーロ高)しました。

運用状況と今後の運用方針

当ファンドの当月末時点の基準価額は前月末比で+204円の8,860円となりました。なお、当月は第106期決算を迎え、分配金を30円(1万口当たり/税引き前)としました。基準価額の変動要因(分配金要因を除く)は、株式要因が+294円、為替要因が-50円となりました。

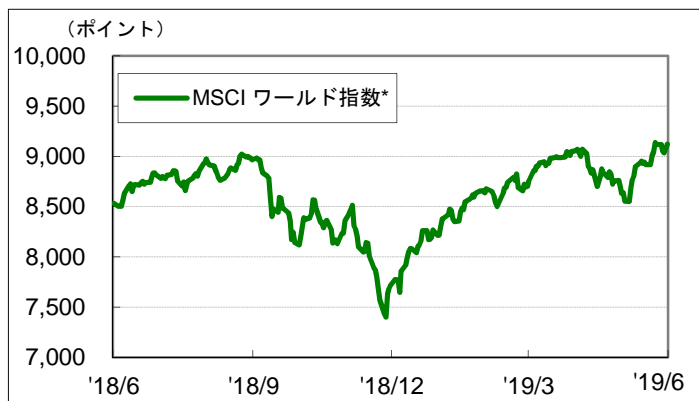
株式の変動要因は、「情報技術」、「公益事業」などがプラス要因、「生活必需品」、「不動産」がマイナス寄与となりました。個別銘柄では、イトーン(米国、工業機器メーカー)、アストラゼネカ(英国、医薬品メーカー)などがプラス寄与、アッヴィ(米国、医薬品メーカー)、アルトリア・グループ(米国、たばこ会社)などがマイナス寄与となりました。

株式市場は引き続き各国の金融政策や経済成長などの動向に注目しています。当ファンドは引き続き、世界各国の様々な業種の企業から株主還元積極的に企業を選別し、安定した配当収益の確保、および資産の中長期的な成長を目指します。

※当資料に記載された見解・見通し・運用方針は作成時点における当社の見解等であり、将来の経済・市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。※当資料の作成基準日、および前月の応答日の基準価額には、各月の最終営業日の海外金融市場の動向が反映されていません。

参考データ(世界株式・為替レートの推移)

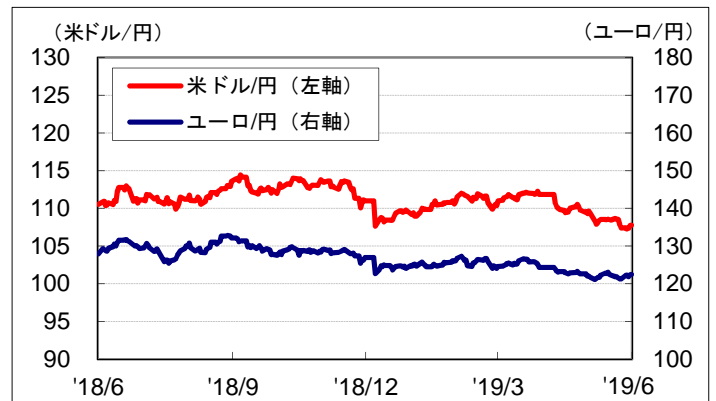
◆世界株式の推移(過去1年間)



出所:ブルームバーグ

※上記データは過去の実績であり、将来の市場動向、および当ファンドの運用成果を示唆または保証するものではありません。

◆米ドル/円、ユーロ/円の推移(過去1年間)



出所:ブルームバーグ 三菱UFJ銀行TTM

*MSCIワールド指数(MSCI daily TR Gross World Index(配当込み・米ドルベース))は、MSCI Inc.が開発した株式指数で、同指数の著作権、知的所有権その他一切の権利は同社に帰属します。同社は、同指数の内容を変更・公表を停止する権利を有しています。指数の実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

マニライフ・新グローバル配当株ファンド(毎月分配型)

ファンドの特色 (詳細は投資信託説明書(交付目論見書)にてご確認下さい。)

1 好水準の配当金など、株主還元を積極的に行う企業に投資します。

- ◆企業のキャッシュフロー分析を通じて、安定的な収益基盤を持ち、豊富な手元資金を株主還元を活用している企業を選別します。
- ◆当ファンドが着目する株主還元は、①好水準の配当金、②自社株買い、③負債の削減です。

2 世界各国の様々な業種の企業から、株主還元を積極的な企業を選別します。

3 毎月決算を行い、安定した分配をめざすとともに、年4回のボーナス分配をめざします。

- ◆毎月10日の決算時(休業日の場合は翌営業日とします。)に、配当等収益を中心に安定した分配をめざします。
- ◆また、3月、6月、9月および12月の決算時には、配当等収益に加えて、売買益(評価益を含みます。)を加えたボーナス分配を行うことをめざします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。
 ※分配対象額が少額の場合には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

※資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの主なリスク (詳細は投資信託説明書(交付目論見書)にてご確認下さい。)

基準価額の変動要因

当ファンドは、マザーファンドを通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額はその影響を受け変動します。

投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。

主な変動要因

株価変動リスク	株式の価格は、一般に発行企業の業績・財務状況、株式市場の需給、国際的な政治・経済情勢等の影響を受け変動します。組入株式の価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行企業の財務状況の悪化・倒産やその可能性が予想される場合には、損失が生じたり投資資金が回収できなくなる場合があります。
為替変動リスク	ファンドが実質的に投資している外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、ファンドの組入資産の価格が予想外に下落し、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。新興諸国や地域によっては、政治・経済情勢が不安定となったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が大幅に変更されることがあります。これらの事由が発生した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 一度に相当額の一部解約の申込みがあった場合や、市場環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有有価証券等を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。

マニュアル・新グローバル配当株ファンド(毎月分配型)

収益分配金に関する留意事項

投資信託(ファンド)の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(イメージ)

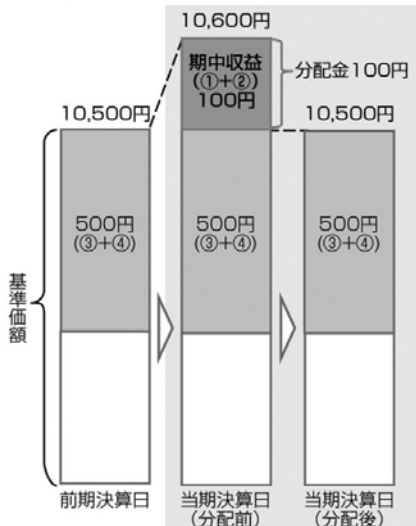
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- 期中収益に該当する部分: ①配当等収益(経費控除後) ②有価証券売買益・評価益(経費控除後)
- 期中収益に該当しない部分: ③分配準備積立金 ④収益調整金

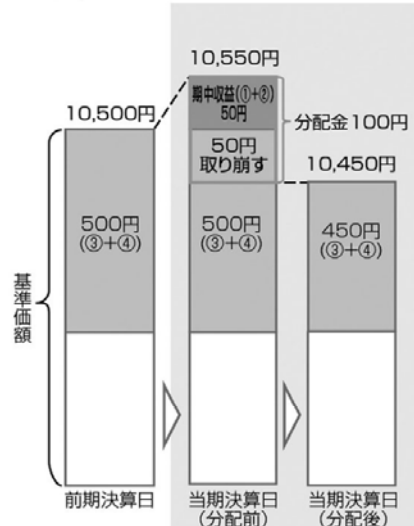
(1) 計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

(2) 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

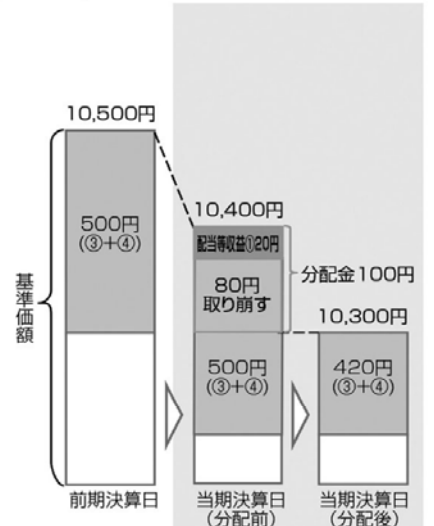
ケースA



ケースB 前期決算日から基準価額が上昇した場合



ケースC 前期決算日から基準価額が下落した場合



※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、以下の通りとなります。

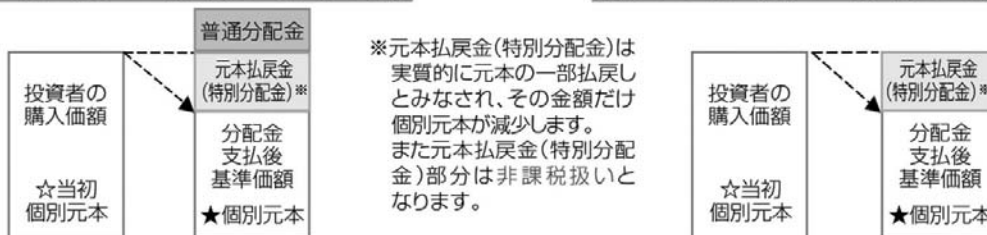
- ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日(分配後)と前期決算日との基準価額の差0円=100円
- ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日(分配後)と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
- ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日(分配後)と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断下さい。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

お申込メモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。 (詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお申込みの販売会社にお支払い下さい。
換金単位	販売会社が定める単位とします。 (詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金 申込不可日	●ニューヨーク証券取引所休業日 ●ニューヨークの銀行休業日 ※詳しい申込不可日については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口換金については、委託会社の判断により換金金額や換金受付時間に制限を設ける場合があります。
信託期間	原則として、無期限です。(2010年8月31日設定)
決算日	毎月10日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。なお、毎年3月、6月、9月および12月の決算時には、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加する場合があります。(販売会社によっては分配金の再投資が可能です。詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。) ※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。 ※分配対象額が少額の場合には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

※その他の事項については、投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」をご覧ください。

手数料・費用等

【購入時に直接ご負担いただく費用】

購入時手数料 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、**3.24%(税抜3.0%)**を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
※消費税率が10%となった場合は、**3.30%(税抜3.0%)**となります。

【換金時に直接ご負担いただく費用】

信託財産留保額 ありません。

【保有期間中に間接的にご負担いただく費用】

運用管理費用(信託報酬) 毎日のファンドの純資産総額に**年率1.5336%(税抜1.42%)**を乗じて得た額とします。
※消費税率が10%となった場合は、**年率1.5620%(税抜1.42%)**となります。
・ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、日々の基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。

その他の費用・手数料 法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、毎日のファンドの純資産総額に対して、合理的な見積率(**上限年率0.2%(税込)**)を乗じた額をその費用の合計額とみなして、実際の費用に関わらずファンドからご負担いただきます。組入有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからご負担いただきます。これらの費用は、運用状況、保有期間等により変動するため、事前に料率、上限額等を記載することができません。

ファンドの費用の合計額については、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に合計額または上限額あるいは計算方法を記載できません。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

委託会社ならびにファンドの関係法人

委託会社	マニライフ・アセット・マネジメント株式会社〔運用・設定等〕 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第433号 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社〔信託財産の管理等〕
販売会社	次頁の販売会社一覧をご覧ください。〔受益権の募集の取扱い等〕 ※目論見書は販売会社でお受け取りいただけます。
運用権限の委託先会社	エポック・インベストメント・パートナーズ・インク〔投資運用業等〕

販売会社一覧

販売会社名	登録番号等	加入協会
とちぎんTT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第32号	日本証券業協会
エイチ・エス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第35号	日本証券業協会
エース証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第6号	日本証券業協会
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第624号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
株式会社第四銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第47号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	日本証券業協会
立花証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第110号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
株式会社千葉銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第39号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1977号	日本証券業協会
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第152号	日本証券業協会
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
株式会社三菱UFJ銀行 (インターネットバンキング専用)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	日本証券業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
株式会社栃木銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第57号	日本証券業協会
水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号	日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
株式会社静岡銀行 (インターネットバンキング専用)	登録金融機関 東海財務局長(登金)第5号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2938号	日本証券業協会

ご留意いただきたい事項

- ・当資料は、マニライフ・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」といいます。)が作成した販売用資料です。
- ・お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断下さい。
- ・投資信託は、預金等や保険契約と異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、預貯金と異なり元本や利回りの保証はありません。銀行等の登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・当資料は信頼できると判断した情報に基づいておりますが、当社がその正確性、完全性を保証するものではありません。
- ・当資料の記載内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更される場合があります。
- ・当資料のいかなる内容も将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。
- ・当資料の一部または全部について当社の事前許可なく転用・複製その他一切の行為を行うことを禁止させていただきます。
- ・当資料に記載された個別の銘柄・企業名は参考情報であり、当社がこれらの銘柄について取得勧誘や売買推奨を行うものではありません。また、将来の組入れを示唆または保証するものではありません。
- ・当資料で使用している指数等に係る著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、当該指数等の開発元または公表元に帰属します。
- ・当資料に記載された見解・見通し・運用方針は作成時点における当社の見解等であり、将来の経済・市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。

当頁の「ご留意いただきたい事項」を必ずご覧下さい。